

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	223	08_消防・防災・安全	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度について、支援対象の拡大	被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。	<p>【現在の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 住民にとって理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯を行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。</p> <p>【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年8月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 4(60以下)、全壊1棟</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	225	03_医療・福祉	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種実施規則第5条の2 定期予防接種実施要領	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。 定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えないとされているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	226	09_土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。 公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。			【厚生労働省】予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について(平成28年3月31日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27225		
6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	227	09_土木・建築	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人からの申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	228	01_土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理法第55条第3項、136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市の土地区画整理事業において、提出された意見書を都道府県都市計画審議会となく政令指定都市の都市計画審議会に付議する旨法改正する	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第179条の39により適用される土地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と同様の策定権限を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。 それぞれの地方公共団体が都市計画審議会を置いているならば、土地区画整理事業計画に対し提出された意見書を付議するのは、都道府県都市計画審議会となく政令指定都市の都市計画審議会とすべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への根回し(なぜ指定都市の事案を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月の調整期間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	229	11_その他	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省(水産庁)、財務省	A 権限移譲	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	230	07_産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	経済産業省(特許庁)	B 地方に対する規制緩和	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条2項 調査事項に対する回答要領2(1)	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないことから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を調査する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報がないとして回答するしかない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとする ことで、各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。					
5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平28> 5【国土交通省】 (1) 土地区画整理法(昭29 法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55 条3項)については、平成29 年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。		【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総行第294号) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(概要) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(要綱) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第322号) 【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(新旧対照条文) 【国土交通省】【国土交通省】地方自治法施行令の一部を改正する政令(読替表)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_228	
-	-	-	-	-	-
6【経済産業省】 (4) 商標法(昭34法127) 地域団体商標の審査において都道府県に対して行っている周知性の照会については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、出願人が所在する都道府県以外の都道府県に対する照会は平成27年度中に廃止し、情報提供のみとする。 [措置済み(平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通知)]					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	231	08_消防・防災・安全	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第1項第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じている。また、同じ災害による被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど、制度上の不均衡があるため、半壊や床上浸水についても、適用対象とし、一部地域が支援法の対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。	【支障事例】 ①現在の制度では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年8月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊173世帯、床上浸水125世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町の全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。 【制度改正の必要性】 平成26年8月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を越えているものの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとともに、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全被災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。 【補足説明】 法の適用対象とならない場合、地方は独自制度で被災者の生活再建を図ることが多い。その場合は国から特別交付金として50%が支払われ、国の制度と同様の負担割合となる。しかしながら、全国で多数の都道府県が独自支援策を創設していること、及び法の目的から鑑みて、被災都道府県が被災県のみを負担により支援を行うよりも、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者の生活再建を支援することが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	232	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	狩猟免許の有効期間の延長	狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。 【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メ리트制の導入に関する要望もなされている。 【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の判断で延長を行うことを提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	233	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第74条第1項、第2項、第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する。	【支障事例】 過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。 さらに、遠隔地に訪問看護を提供するサテライトの設置については、本県では、小規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在 2カ所)。 一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率等から、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい現状がある。 【規制緩和による効果】 訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退職後にUターン、Iターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくることができる。また、そうした看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できることから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。 さらに、過疎地域に住む高齢者にとっても、自分の地域に在住する顔なじみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らす」オーダーマイドの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入院・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することになれば、施設から在宅へという流れができ、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	234	10_運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (i)特例居宅介護サービス費(42条1項3号)等の支給対象となる地域(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平12厚生省告示53))については、平成28年度以降、地方公共団体の意向を聴いた上で、その適用について個別に判断し、平成30年度に予定される介護報酬改定にあわせて実施されるよう指定する。あわせて、指定訪問看護ステーションのサテライトについては、都道府県等の区域を越える指定が可能である等、柔軟な指定ができることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。			【厚生労働省】厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(告示)の改正に伴う照会の実施に係る事前の連絡について(ご連絡)(平成29年3月16日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号) 【厚生労働省】訪問看護事業所の出張所(いわゆる「サテライト」)の設置について(平成28年3月25日付け事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27233	
6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平28> 5【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (iii)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。		【国土交通省】観光庁告示第9号(平成30年3月29日号外第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27234	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	235	10_運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的少ないと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。 【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価して、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行者が増え、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このことにより地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	236	10_運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自ら着地型の旅行商品を企画・造成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	239	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和	浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。 市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。	【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感が高く、さらなるコスト削減が課題である。 【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく削減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。 【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。 【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1:工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2:生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	243	08_消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	総務省(消防庁)、国土交通省(気象庁)	B 地方に対する規制緩和	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の一つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平28> 6【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (ii)営業保証金の額(8条1項及び施行規則7条)については、地域限定旅行業の平均年間取引額等を踏まえ、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて省令を改正し、取扱いの実態に見合った営業保証金額となるよう、見直しを行う。		【国土交通省】国土交通省令第22号(平成30年3月30日官報号外第70号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27235	
6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平28> 6【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (i)旅行業務取扱管理者試験(11条の3)については、地域限定旅行業者が取り扱うことのできる旅行のみに限定した試験を新たに創設する。		-	-	
6【環境省】 (6)浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することなどを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置する場合についても地形等の特殊状況によらずに助成の対象とできるよう「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を平成27年度中に改正する。			【環境省】浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の一部改正について(平成28年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27239	
6【国土交通省】 (6)気象業務法(昭27法165) 火災信号(消防法施行規則(昭36自治省令6)34条)及び津波警報標識(予報警報標識規則(昭51気象庁告示3)4条)におけるサイレンの吹鳴パターンについては、その重複により災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難活動に混乱を来す懸念がなくなるよう、従前から行っている普及啓発活動に、当該パターンの重複に対応する内容を加えたものとして平成27年度中に開始するとともに、当該パターンの重複に関して留意すべき事項等について地方公共団体に同年度中に通知する。あわせて、住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【国土交通省】火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して留意すべき事項について(平成28年3月24日付け気象庁地震火山部管理課長、消防庁総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27243	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	244	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県 【共同提案】 滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の承認。	【提案の経緯・事情変更等】 平成26年8月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「障害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約事務に多くの費用と労力を要し、救助の実施に多大な時間を要した。 【支障事例等】 災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされており、被災者個人の発注などは認められていない。 先述の丹波市の豪雨災害においても、被災者が自力で自宅を修理した場合について応急修理として認められれば、自治体の入札等の手続きなどの事務が省略されることから、迅速な対応ができたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要であると認めた場合においては認められており、住まいの確保など、内容によって現物給付か現金給付の選択肢があってもよいと考えている。 【効果・必要性】 近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震等の大規模災害発生時においては、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。 被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合でも応急修理として認めるなど、手続きを簡略化できる規定を法令で定めておけば、迅速な被災者の救助につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	246	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第2条、附則第5条 地方独立行政法人法第21条、第70条	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立たす上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	247	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第41条	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賸り得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	254	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県は医療費適正化の推進主体と位置付けられ、さらなる実効ある取組の推進が求められている。 【支障事例等】 地域の実情に応じた適切な医療保険体制を構築するためには、必要とされる診療科(医)の適正配置の誘導を行いたい。が、保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされているため、取組が進んでいない。 【効果・必要性】 保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となり、バランスのとれた地域医療の提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 災害時における住宅の応急修理については、可能な限り地域の実情に応じた迅速な救助ができるよう、引き続き国と都道府県との十分な連携を図るとともに、件数が著しく多数となる場合は手続を簡略化することが可能であることを明確化するため、災害救助事務取扱要領(平27内閣府)を平成27年度中に改正する。			【内閣府】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び災害救助事務取扱要領の改正について(平成28年3月31日付け内閣府政策統括官(防災担当)通知) 【内閣府】平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(抄) 【内閣府】災害救助事務取扱要領(平成28年4月版)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27244	
6【総務省(1)】【文部科学省(2)】 学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21条2号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。					
6【総務省】 (7)地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。					
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	255	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。 【支障事例・現状】 厚生労働省はがん診療連携拠点病院の指定にあたり検討会を開催しているが、昨年度は、本年1月、遅くとも2月の開催と聞いていたにも関わらず、実際は3月13日の開催となったため、新規指定された病院は準備(広報、拠点病院で構成する協議会活動等)に支障をきたした。 さらに、拠点病院は2次医療圏にカ所の整備が原則となっており、人口規模や患者の通院圏等を考慮し、複数設置することが可能にも関わらず、人口規模等を考慮するあまり、認められない状況になっている。また、昨年、現況報告の提出について、厚生労働省からの依頼時期が2～3週間ずれこんだため、提出期限(10月末)に間に合わせるために膨大な作業を短期間で行うこととなり、病院からかなりの苦情が県にあった。 【効果】 指定基準の合致の有無は都道府県でも判断は可能であり、むしろ地域医療の実情を把握している都道府県が指定することにより、適切ながん医療の提供が可能になる。 また、国への推薦に関する事務の廃止、国の検討会の廃止等に伴う事務が簡素化され、迅速な指定につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	260	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえても、定期巡回サービス(訪問看護利用の場合)の月額報酬に比べ、単独の訪問看護を要介護1～4の場合は、4回以上の提供、要介護5の場合は、5回以上提供すれば、単独の訪問看護の方が有利になるため、定期巡回・随時対応型訪問介護の普及が阻害されている(単独の訪問看護の提供は月5～6回の提供が平均的な提供回数)。 ※(例)要介護1～4、訪問回数4回の場合、定期巡回:29,350 訪問看護:32,560 【効果・必要性】 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	261	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級相当)に緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 介護者からの相談や、緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに、出勤を指示するオペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。 事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもよいと考える。 ※本県の指定状況(19事業所:神戸9、尼崎3、芦屋1、明石2、加西1、たつの市1、加古川1、姫路市1) 【効果・必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者とする、訪問看護ステーションとの連携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入が促進される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	262	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(障障発0331第3号平成27年3月31日)5(2)①ア	障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和	施設外就労により就労している施設利用者について、月の利用日数のうち最低2日は事業所内における訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされているが、「最低2日」の要件を撤廃すること。	【提案の経緯・事情変更】 現状の要件では、施設外で就労する日数が少なくなり、賃金向上や一般就労への移行促進の妨げとなる可能性があるとの支障がある。 【支障事例】 達成度評価に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の共通理解のもと実施することとなっているが、サービス管理責任者が派遣先に直接出向き、現地で確認することにより、一層適切な評価が可能となると考えられる。 現場では、できるだけ業務時間を増やし、賃金向上に結びつけたいと考えているため、2日間を弾力化してほしいとの意向を持っているが、現行制度ではそれができない。 なお、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべきだとの意見が出されている。 【効果・必要性】 施設で就労する障害者の賃金向上や一般就労への移行が促進される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。			【厚生労働省】がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦及び現況報告について(平成28年8月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27255	
6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (v)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平18厚生労働省告示126))については、関係する審議会の意見を聴いた上で、平成30年度に予定される改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労については、施設外就労先において訓練目標に対する達成度の評価を行うことを可能とする。 [措置済み(平成30年4月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)]		【厚生労働省】 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(平成30年4月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27262	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	265	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	DPC制度への参加等の手続きについて(保医発0327第2号)厚生労働省告示(H26.3.5)	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の指定基準見直し及び再入院期間の延長	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があることから、指定基準を見直すとともに、医療費適正化の観点から、現在一連の入院として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。	【提案の経緯・事情変更】 診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の対象については、「望ましい」基準になっていることから、本来急性期を担っていない病院も含まれているとの指摘がある(全国の一般病床の53%がDPC対象病院となっている)。 また、現在の仕組みでは、DPC対象病院の退院患者が同じ病名で7日以内に再入院した際には、一連の入院とみなし入院日数を通算するため、入退院時期を意図的に操作することによって、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療費が高額となる原因となっている。 【支障事例等】 本来、DPC制度は、医療費の抑制を旨とした制度であるにも関わらず、対象病院の中には、入退院時期を意図的に操作し、入院期間を不適切にリセットし、診療報酬を得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つになっている。本県では、別途「健康保険法等に基づく保健医療機関等の指定・取消などの処分権限」の移譲を求めているが、現状、本来急性期を担っていない病院がDPC制度の対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないことになってしまうため、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 指定基準を「望ましい」基準ではなく、厳格にすることは、医療費適正化の観点から効果が高いと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	266	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	施設基準(厚生労働省告示)	医療機関における看護職配置の機能に応じた配置の基準の設定	診療報酬上届出制となっている看護職配置について、病床機能ごとに見合った看護職員の配置になるよう基準を定めること。	【提案の経緯・事情変更】 医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届出制となり、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとなっておらず、看護職を配置さえすれば、病院の機能や患者の状況に関係なく、高点数を算定できるため医療費が高額となる原因となっている。 H27.5.26の経済財政諮問会議においても、「2006年の制度改革において、急性期医療用の7対1病床が創設されたが、同病床の入院基本料から得られる病院の収益が他の病床よりも高いことから、高コストの病床構造が形成。こうした歪を是正するためには、一律の病床単価の改定では困難。7対1病床の入院基本料と他病床との価格体系を平準化するよう大胆に見直し、医療機関の病床設定行動を変化させるべき」との意見が出されている。 【支障事例】 現在、都道府県では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定でき、医療費適正化を図っている地方の支障となっている。本県では、別途、診療報酬の決定に関する権限の移譲を求めているが、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職の配置についても適正化を図ることができるよう、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 地域医療構想を策定し、病床の機能分化等を進めることに合わせ医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとするにより医療費適正化が図られるものと考えられる。 患者が状態に応じて適切な医療を受けられるよう、急性期病床における患者像を適切に評価する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	267	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条特定医療費支給認定実施要綱第5	難病医療費助成事務手続きの簡素化	指定難病患者からの更新手続きの隔年化及び、特定疾病医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手続き業務の簡素化。	【提案の経緯・事情変更】 難病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多く中、受給者証の更新にあたって毎年申請が必要であり、膨大な添付資料の提出を求められている。 また、国では、平成21年度からすべて「一般」としていた高額療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分毎の自己負担限度額を設定した。しかし、22年度全国衛生部長会調査結果では、「低所得者」区分該当者が国の想定を下回っていたことにより、21年度実績では公費負担額は減少しておらず、所得区分を分けた効果が明確でないとされている。 【支障事例等】 患者団体から複数年に一度にしてほしいとの要望が常に寄せられている。とりわけ、住民票については、昨年度から変更がなければ提出する必要性は乏しく、また介護保険証の写しについても、特に使用要件もはっきりしておらず、患者への説明にも苦慮している。 また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所持者は36,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。 【効果・必要性】 指定難病患者及び都道府県の事務負担の軽減を図ることができる。 高齢者療養所得区分の照会及び申請資料の簡素化により約1ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	268	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	軽費老人ホームの利用料等に係る取扱指針 別表Ⅱ-1	軽費老人ホーム(ケアハウス)の費用徴収基準の見直しについて	「軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等に係る取扱指針」における全額負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直し。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年8月に介護保険の一定の所得以上の利用者負担の見直し及び資産等の勘案に伴う補足給付の見直しが行われ、負担の公平化が図られる予定である。 一方、公費負担により運営されている軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の老人で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が、低額な料金で利用する施設であるが、200万円以上の所得階層も約25%も利用しており、本来入居すべき高齢者が利用しづらい状況にある。 【支障事例等】 軽費老人ホームには、要介護ニーズの高い入居者が多く、認知症高齢者の入居者が2割以上あるが、特別養護老人ホームの全額負担とする対象収入階層が280万円以上であるのに対し、310万円以上となっている。軽費老人ホームの利用料等は、取扱指針において、都道府県で定めることができるが、県単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れることなどにより事業そのものが成り立たなくなることが想定されるため、取扱指針の見直しを求める。 【効果・必要性】 対象収入階層の引き下げや費用徴収基準が見直されることにより、費用負担の公平化が図られるとともに、軽費老人ホーム運営費補助の都道府県負担額についても低減することが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長 			<p>【厚生労働省】「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)</p> <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27267</p>		
<p>6【厚生労働省】 (15) 老人福祉法(昭38法133) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	269	06 環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第5条1項4号	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、旅館業法に基づき、簡易宿所営業施設の構造基準(客室延べ床面積33㎡以上)を満たす必要があるが、農村余暇法では農林漁業者は客室延べ床面積33㎡未満であっても農林漁業体験民宿の開設が可能となっている。 農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にあるため、農林水産省においては、非農業者等の農業参入を促進するため各種規制緩和を進めているが、旅館業法においては、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を活用して農林漁業体験民宿業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい状況にある。 【支障事例等】 本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして魅力の発信に取り組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験民宿を行おうとしたところ、当該島の空き家は小さいところも多く、体験民宿として活用するためには、客室要件を満たすことができなかったという事例がある。 【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	270	07 産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	小規模支援法第5、6条 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等を支援する、小規模事業者推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認否が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	273	02 農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務の権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金を都道府県・市町村への交付金とし、事務手続の権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 【支障事例等】 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっているが、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。 これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続を経ているが、そのたびごとにJA中央会営農振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。 また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。 【効果・必要性】 都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。 また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地方創生の推進につなげることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	274	02 農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱2の(1)の⑤及び⑦	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 【支障事例等】 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者か否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につなげられていない。 本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものに誘導したいと考えているが、10a以上の米作付面積があることや、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【効果・必要性】 各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (iii) 農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、省令を改正し、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を平成27年度中に適用除外とする。あわせて、空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積の条件についても、当該計画に基づき検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について(平成28年3月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知) 【厚生労働省】旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成28年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27269</p>	
<p>4【経済産業省】 (3) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) (i) 経営発達支援計画の認定(5条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、申請後の都道府県への意見照会を申請期間終了後速やかに行うとともに、都道府県が意見を作成する期間に配慮し、照会期間を十分確保する。 (ii) 経営発達支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、公券の予定や支援要件等の情報提供を行う。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	275	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱6の(1)及び8	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」を都道府県への交付金とし、対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるための最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付け面積は減少している。(H22年 9,720ha → H25年 9,540ha(△180ha))</p> <p>そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。</p> <p>例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は適作とは言えない。麦についても、播磨地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬地域では、湿润地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせ交付金を受け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励む生産者があるアンバランスが生じている。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>都道府県への交付金化が実現できれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図ることができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	276	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県、京都市	農林水産省	A 権限移譲	六次産業化法第5条1項、5項	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定権限の都道府県への移譲	六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定権限を、国から県に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょうごを進めている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、都道府県の関与ができず、必ずしも地域の実情にあてはまらない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。</p> <p>例1) A営農組合</p> <p>全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば(麺)の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。</p> <p>例2) B生産組合</p> <p>当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。</p> <p>こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。</p> <p>なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	277	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	大臣権限に係る保安林指定、解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定、解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあたっての基準に差異はない。</p> <p>提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一にする必然性はなく、例えば一部流域が一部他府県にかかっている一級河川においては、多くの区間が流れている都道府県が流域の保全を行うべきであると考えられる。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。</p> <p>また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に写真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がかかってしまうことが想定される。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	279	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条から第37条	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海城公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国定公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。 また、国立公園の特別保護地区内の行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事情の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	280	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	国定公園の公園計画決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国定公園については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国定公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。 また、国定公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。 【支障事例等】 平成18年に氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。 【効果・必要性】 地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国定公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、氷ノ山後山那岐山国定公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	281	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3第3項	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある」旨、国より回答があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。 【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会があり、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月25日付で協議を行い、平成24年1月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。 【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都道府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	283	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第48条第2号	鉄砲所持許可を有する者における狩猟免許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、鉄砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、負担を軽減すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。 【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めているが、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者として期待している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ内容の技能試験を2度にわたって受験することになっており、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろうとする際に負担になっている。 【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所の増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【環境省】 (3)水質汚濁防止法(昭45 法138) 都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とする。</p>			<p>【環境省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について(平成28年5月30日付け環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27281</p>	
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	285	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第21条第2号	一時的需要増加時における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都道府県に移譲すること。	道路運送法第21条第2号に定める一時的需要増加時における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅速に確立する必要がある。 【支障事例等】 今後、東京オリンピックやラグビーW杯、関西ワールドマスタースゲームズなど、世界的なスポーツ大会の開催が予定されており、イベント開催期間中、内外から多数の来訪客が見込まれ、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は県内に1カ所しかなく、開催期間中に、住民の生活に支障が生じても、迅速に対応できないことが想定される。 【効果・必要性】 集客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送体制を迅速に確立することができる。 今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの運輸体制を確立することで、交流人口の拡大が図られる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	287	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」ような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	288	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志はあったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	289	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域優良賃貸住宅制度要綱2条16号	特別賃貸県営住宅の入居促進を図る制度要綱の改正	入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。 【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。 しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。 ※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略)」 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	290	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに推し進めることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	291	01_土地利用(農地除く)	町	栄町	国土交通省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2～4条	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	292	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公券要領	中小企業・小規模企業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲又は国・県で協調した事業の実施を求める。	【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の兼務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	293	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	産業競争力強化法第127条、第128条	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を継続し、成長発展していくためには、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」上、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (14)都市計画法(昭43法100) (iv)開発許可における緑地帯その他の緩衝帯の設置を求める基準(施行令28条の3)については、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法(昭34法24)に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化する方向で、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査の上、検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
4【経済産業省】 (11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行うよろず支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。					
4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (i)中小企業再生支援協議会が行う中小企業再生支援業務(127条)については、都道府県の個別中小企業に係る経営改善支援との連携強化を図るため、地域の実情に応じて、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体との間で、中小企業支援ネットワーク会議等も活用しつつ、互いの施策や案件、当該協議会から関係支援機関への申し送り状況等の情報共有をより一層促進するよう、当該協議会に平成27年度中に通知する。			【経済産業省】中小企業再生支援協議会における関係機関との連携促進について(平成28年3月31日付け中小企業庁事業環境部金融課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27_293	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	294	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	火薬類取締法第17条第1項	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする、又は、届出制とする等の取扱いとする。	<p>【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。他方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植生が消失した場所での土壌流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている(環境省が所管する法律、ガイドライン等や農林水産省の「野生鳥獣被害防止マニュアル」でも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている)。しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっているため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信機を発注して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達が困難であり、特にクマの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障を来すおそれがある。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする、又は、届出制とする必要がある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	295	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号	管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用	派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に含め、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を所持できるよう運用を改善する。	<p>【現在の制度】 現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。</p> <p>【提案の経緯】 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくニホンジカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。</p> <p>【具体的な支障事例】 高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 高標高域の山稜部等で捕獲を実施する上での制約を減じるために、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。</p> <p>※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	296	05_教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重度化・多様化への対応や地域センター的機能の強化、就労支援の充実のため、(1) 教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2) 特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするため、標準化法という「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。	<p>【具体的な支障事例】 本県の特別支援学校においては、障害の重度重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加している。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や作業療法士、理学療法士等の専門職については自立活動教諭の特別免許状を付与し、教職員定数の中で任用をしている。神奈川県では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっては定数内配置を行っているため、対応の充実を図ることで、一般教諭の定数を減らす状態となっている。多様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携による児童生徒に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケースが報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発揮にも力を発揮している中、専門職の任用についても教員定数で任用しているため、一般の教員定数を減じている状況である。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 特別支援学校では、障害の重度重複化やインクルーシブ教育推進について、医療ケア等や地域センター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。また、特に看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であり、病気療養等での突発的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用までに2ヶ月程の期間を必要とするが、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程で臨時的任用が可能となる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【警察庁】 (1)銃砲刀剣類所持等取締法(昭33法6) ライフル銃の所持許可(5条の2第4項)については、地方公共団体が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)18条の2に基づく都道府県知事の認定を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、その捕獲従事者にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者が労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合でも、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」(5条の2第4項1号)に該当し、許可の対象となり得ることを都道府県警察に平成27年度中に通知する。 [措置済み(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課通知)]</p>			<p>【警察庁】認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者について(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課理事官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27295</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	297	05_教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化する。	【具体的な支障事例】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在のよう補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	298	05_教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員に係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員を新たに学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化する。	【具体的な支障事例】 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配置する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きい。 【地域の実情を踏まえた必要性】 不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	300	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条及び第78条	被保護者の遡及年金受給に係る自治体の代理受領	生活保護受給者が公的年金の遡及分を受給した際、その受給分を自治体が本人に代わって受領できるよう、生活保護法を改正することを求める。	【制度改正の必要性】 無年金の生活保護受給者が、実施機関の指導により年金の裁定請求を行い、本来受給の年金を遡及して受給する場合、生活保護法第63条に基づき、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、実施機関に返還しなければならない。 しかし、遡及年金の受給の有無は本人の申告に基づくものであり、実施機関がその事実を把握することは難しい状況にある。一定期間経過後に受給の事実が判明し、被保護者に同法第63条に基づく費用返還を請求しても、既に費消している場合が少なくない。また、その費消が悪意のもとになされたものとみなされるならば、不正受給案件となる。 さらに、平成29年4月に年金受給資格期間の短縮化がなされることから、遡及年金を受給する被保護者が増加することが見込まれる。 同法第63条に基づく費用返還請求を的確に実施できる体制を整えるのは、生活保護の適正実施にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。 【支障事例】 本市では、平成26年度、生活保護受給者による遡及年金の受給ケースが、315,075,733円(296件)であった。受給の理由は、①未手続、②年金事務所の不適正処理、③障害年金の受給(初診日に遡及)等が挙げられるが、これらは年金調査員の活用やケースワーカーの指導等により発覚するケースが大半であり、制度として遡及年金の受給が情報提供されていない。そのため、発覚していない遡及年金の受給も十分に考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	301	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないとなると、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	302	07_産業振興	指定都市	千葉市	経済産業省	A 権限移譲	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	企業立地促進法に基づく基本計画の協議申請及び企業立地計画・事業高度化計画の認証に係る権限の移譲	企業立地促進法に基づく基本計画の作成にあたり、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題がある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原案の作成から県への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これらの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化を図る必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (v)被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還(63条)については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (iii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗(ば)行為の否認の例外として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	<平30> 6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (i)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、国税徴収の例により徴収することのできる請求権には破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法(平16法75)253条1項1号)及び当該請求権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること(同法163条3項)に鑑み、国税徴収の例により徴収することを可能とする。 [措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]		【厚生労働省】「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成28年3月31日付け社援保発0331第3号) 【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8日付け子発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#27_301	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	303	04_雇用・労働	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準	都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすることを求める。	<p>【提案内容】</p> <p>少子化が進む中、若者が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した職につき働き続けることを支援していくことが重要である。さらに、今年度より学生の就職活動期間が短くなることから、短期間で効率的・効果的に若年求職者を中小企業とマッチングさせていくことが不可欠である。このため、都道府県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とする。さらに、国はその検証を早期に行い、都道府県が合同企業面接会を開催する場合には、事業所に関する要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるようにする。</p> <p>【既存制度の概要】</p> <p>○職業安定法第33条 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>○無料職業紹介事業許可基準</p> <p>事業所に関する要件</p> <p>無料職業紹介を行う事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること ※なお、有料職業紹介を行う事業所も同様の要件である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>大阪府の届出による職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外で合同企業面接会を実施する場合には、ハローワークとの合同開催が必要となることから、事前調整に時間を要する。そのため、求職者や企業のニーズがあっても数多く開催することができないという支障があり、早期に就職したい者や人材確保に悩む企業にとっても不利益が生じる。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	305	09_土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び3号	地方公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同第3号に定める保証人に関する規定の削除を求める。	<p>【提案内容】</p> <p>地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居させようとする学校法人等に賃貸することができない。また、同条第3号の「確実な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合には、保証人を得られず賃貸に至らないケースや、転賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めている。このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするともに、同条第3号の規定を削除するよう提案する。</p> <p>【支障事例】</p> <p>大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の入替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結するため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合がある。 	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	306	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項	診療所の病床設置等に係る許可権限の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。</p> <p>また、診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。</p> <p>【支障事例】</p> <p>診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分かりづらいため。</p> <p>※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (3) 職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。</p> <p>(i) 「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 (iv) 国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 <p>・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】 (13) 地方住宅供給公社法(昭40法124) (i) 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行規則13条1号)については、省令を改正し、平成27年度中に「学校法人」を追加する。 (ii) 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定(施行規則13条3号)については、賃貸人が賃借人の保証人の有無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃止する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (1) 医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。 なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療所の病床設置等の許可(7条3項) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令3条の3) 					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	307	11_その他	都道府県	宮城県、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第259条, 第731条	法定外普通税及び法定外目的税の変更に係る税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合の総務大臣との事前協議の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時には、税率の引下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。	【検討の経緯】 平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。 【具体的な支障事例】 当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	308	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、岩手県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条4項	指定難病患者が特定医療費を受給することができる受診医療機関等の事前申請の廃止	指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の都度、届け出が必要となっている。指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上県で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療を受療できるよう規制緩和を求めるもの。	【支障事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が転院等により受診医療機関等を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。また、受診医療機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われているため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。 【制度改正の必要性】 難病患者は容態の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための移動に困難を生じることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	309	05_教育・文化	都道府県	宮城県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校保健安全法第23条 労働基準法第24条	学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人への委嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣について委託等ができるよう学校保健安全法第23条の改正を求めるもの。	【支障事例】 宮城県では、基本的には医師会を通じて開業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いしている。しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があり、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じている。なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労働基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。 【制度改正の必要性】 総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことによって、地域差による学校医等の任命に係る事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	312	03_医療・福祉	都道府県	三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第20条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条	助産学実習に係る分娩取扱数基準の規制緩和	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、「指定規則」)に定められた助産学実習中の分娩の取扱いについて、助産師数を十分に確保する観点から、学生一人あたりの分娩取扱い数を、現行の「10回程度」から「8回程度」に緩和すること。	(本県における状況) 本県では、就業助産師数が全国平均を大きく下回っており、助産師数の確保が課題である。一方、少子化により県内の正常分娩を取扱う施設は減少しており、実習受入施設の確保に苦慮している。指定規則では、助産師学生の実習中の分娩取扱いについて、助産師又は医師の監督の下、学生1人につき10回程度行うことを定めており、実習時期(約3か月程度)には、毎年約50名の実習生が10の実習受入施設に集中している現状がある。 (支障事例) このように、実習の時期には限られた施設に助産師学生が集中することとなり、通常の分娩に携わるスタッフに加え、実習を監督する助産師又は医師が必要であることから、施設にとって負担となっている。さらに、件数確保のため夜間に実習を行うこともあるが、施設側で監督者の対応ができない場合、養成所等の助産師教員が実習指導に当たることもあり、実習受入施設、養成所の双方にとって負担が大きい。県としては、実習環境を整える観点から、受入施設を増やしたいと考えているが、分娩取扱数に係る負担を理由として受入を断られるケースもある。また、現状でも全ての学生の実習数を確保することが簡単ではない状況が続いている。 (制度改正の必要性) これらの状況を改善し、円滑な受入体制の整備と実習内容の充実化を図るため、能力習得に影響の無い範囲で実習必要数を8回程度に減らすなど柔軟に対応したい。なお、当件については、県内実習施設や養成所等からも要望が出ているほか、関連研究では、助産学実習の到達度は8例目までは上昇し、8例と10例では各評価項目の約半数で到達度の差が認められないとの結果が報告されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i) 特定医療費の支給(5条1項)については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができる。実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長		【厚生労働省】医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等に係る特定医療費の支給について(平成28年2月4日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】特定医療費の支給認定について(平成26年12月3日付け厚生労働省健康局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27308		
6【文部科学省】 (5) 学校保健安全法(昭33法56) 学校医の委嘱(23条)については、地域に医師がいないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。			【文部科学省】学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について(通知)(平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27309	
6【厚生労働省】 (9) 保健師助産師看護師法(昭23法203) 助産学実習中の分べん取扱件数については、九回を下回った場合に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭26文部省・厚生省令1)別表2に規定する「十回程度」に満たないと判断されることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	313	07 産業振興	都道府県	香川県、徳島県	総務省、経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、114条、137条3項 創業・第二創業促進補助金	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。 ①創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ②創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	314	03 医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、高知県、愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の45第2項第6号 地域支援事業実施要綱(案)別記5 3(1)ウb②	認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和	(具体的措置) チーム員たる医師の要件について、認知症サポート医であれば足りること。 (理由) かかりつけ医を指導する立場にある認知症サポート医であれば、初期集中支援チーム員たる医師としてふさわしいと考えられるため。	○平成26年介護保険法改正により、認知症総合支援事業が市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、平成30年度までには、全ての市町村で早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームの設置が必要となった。 ○認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、地域支援事業実施要綱により定められるが、平成27年3月に厚生労働省から示された実施要綱(案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できない市町が生じている。 <チーム員たる医師の要件(地域支援事業実施要領(案)(平成27年3月27日)> 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。 ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの ・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html
H27	315	03 医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第13条 介護保険法施行法第11条	介護保険制度に係る住所地特例の見直し	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直す。	【支障事例】 介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合、現在入所する施設の所在する市町村ではなく、元の居宅等のあった市町村が保険者となる(介護保険法第13条)。一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いでは、適用除外施設の所在する市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第11条) 適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。 なお、本件については、茨城県救護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。 【制度改正の必要性】 本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化につながるるとともに、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が不要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。 【懸念の解消策】 適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所地特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかと懸念が想定されるが、関係担当課や適用除外施設との連携により、該当者の有無を把握することは可能であり、事務上も特段の困難は生じないとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【経済産業省】 (10) 産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (25) 認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を平成28年度中に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、離島・過疎地域等市町村内に要件を満たす医師がいない場合における同チームの設置に係る具体的な取組を、地方公共団体に平成28年中に周知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (19) 介護保険法(平9法123) (iv) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	316	11_その他	都道府県	茨城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第238条の4第2項第4号 地方自治法施行令第169条の3	行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件について、地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な余裕がある場合」だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余裕がある場合」にも貸付けができるよう見直す。	【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等への開放を検討している。 例としては、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モーターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等)の場として有償貸付けすること等が想定される。 行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な余裕がある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余裕がある場合」は対象とならない。 また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特性(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	318	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたところだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこととなっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続きを行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで支障はないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	319	05_教育・文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	JETプログラム任用団体マニュアル募集要項	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用している来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、本県の子どもたちの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【総務省(10)】【外務省(1)】【文部科学省(8)】 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	320	08_消防・防災・安全	都道府県	福井県	環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)	B 地方に対する規制緩和	原子力規制委員会「原子力災害対策指針」 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課の解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」	安定ヨウ素剤事前配布に係る手続きの簡素化	・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の配布手続きについて、問診内容に変更が無い等の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること	【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。 【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10～50万円のコストが発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの声が上がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	321	09_土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」第4の1	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達と工事に複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	322	11_その他	都道府県	福井県	外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法施行規則第19条	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、受領に出来ない場合でも旅券発給手数料を返還しない	【現在の制度】 現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。 【支障事例】 しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りに出来ない場合があり、県から申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。 (当県での26年度旅券発給件数 16,283件、未交付失効 18件) 【制度改正の必要性】 については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りに出来ない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html
H27	323	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考え。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/teianbosvu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【環境省】 (5)原子力災害対策特別措置法(平11法156) 原子力災害対策指針(平24 原子力規制委員会)に基づき地方公共団体が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会については、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用の可否の判断を前提として、改めての説明は省略できることを明確化するため、「安定ヨウ素剤についてのQ&A」を平成27年度中に改正する。					
6【農林水産省】 (18)森林・林業再生基盤づくり交付金 森林・林業再生基盤づくり交付金については、その活用に当たって、材料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある場合に、適切な事業の実施が可能となる具体的な方法等について、地方公共団体に平成27年度中に通知する。			【農林水産省】公共建築物の木造化に当たっての分離発注方式について(通知)(平成28年3月18日付け林野庁林政部木材利用課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27321	
-	-	-	-	-	-
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	324	07_産業振興	一般市	三鷹市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C:自動車分担率」について同じ。)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。	大規模小売店舗立地法における店舗面積当たり日來客数及び自動車分担率の原単位の緩和	店舗面積当たり日來客数と自動車分担率について、東京都の特別区内における原単位の扱いを、既成市街地でも適用できるよう、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項二号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)“東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。”を都市計画法による既成市街地部分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の一つとなっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	325	03_医療・福祉	一般市	三鷹市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法第10条	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化	障害者総合支援法第10条に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組み中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。 現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考え。 現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、市においては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。 こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	326	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査(9条から11条)については、その事務の一部を法人に委託することを可能とする。					
6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(12)】【農林水産省(6)】【経済産業省(3)】【国土交通省(8)】【環境省(1)】 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	328	08_消防・防災・安全	一般市	西予市	総務省、消防庁	B 地方に対する規制緩和	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 過疎地域自立促進特別措置法	救急隊編成基準の特例拡大	消防法施行規則第50条で定める救急隊編成の基準の特例を拡大して、地域を限定したうえで救急隊員2名で救急業務を実施できるようにする。	<p>【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定めている。</p> <p>【救急隊員3名基準の弊害】 広大な地域を有しながら山間に集落が点在する本市のような過疎地域では、人口集中地域に消防署を設置し、周辺地には救急出張所を配置し救急業務にあたっている。しかし、緊縮財政が進んでいく中では十分な職員数を配置できず、救急件数の少ない出張所の運用時間帯を制限せざるを得ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。 現に、救急車不在時間帯に自家用車での搬送中に死亡された事案も発生しており、24時間体制を望む声が上がっている。</p> <p>【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで救急隊2名編成を可能にする。</p> <p>【制度改正の必要性】 市境が山に囲まれ他市と分断されている本市では、広域化による現場活動要員の増加は見込めない。また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短縮させる目的とは異なるため、本市が抱える問題を解消できるものではない。 全国的に人口減少が進む地方においては、救急出張所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討願いたい。</p> <p>【基準改正によるリスクの解消】 出張所からは2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出場させ、先に到着する出張所救急隊員の現場判断により搬送救急隊を決定する。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	329	05_教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲。	<p>【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所持機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。</p> <p>【支障事例】 (新制度下における市と県の権限のねじれ) 新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事務負担増だと捉えられる要因になっている。 認可定員を超過し園児を受け入れている園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との齟齬等を確認するが、最終的には認可権者である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離している。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 (設置者側の状況) 幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学審の設置権限を移譲した際、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 (利用者側の状況) 従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは市補助事業に関する範囲に限定される。そのほか園運営に関しては市として私立幼稚園に指導を行う権限がないため、苦情内容を設置者に伝えるにとどまる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限が市にあることとの違いに対し理解が得られず更なる苦情を招くとともに、市民の要望に応えられていない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html
H27	332	01_土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	<p>【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続の迅速化につながる。</p> <p>【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要することとされている。本協議の回答を待って、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。</p> <p>【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の集中を背景とする、大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合的・計画的実施を図ることが求められている。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することであるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省(4)】【国土交通省(18)】 消防法(昭23法186) 救急隊の編成(35条の12)については、過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の者に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【総務省】消防法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)(平成28年12月16日付け消防庁次長通知) 【総務省】地方分権改革閣議決定に伴う救急隊の編成基準の検討</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27328</p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	334	11_その他	一般市	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中枢都市圏構想推進要綱第3	連携中枢都市圏の要件緩和	「連携中枢都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方策が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html
H27	3	05_教育・文化	一般市	新見市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【地域の実態を踏まえた必要性】 本市は現在人口減少対策を最重点の課題として取り組んでおり、特色ある教育活動を推進するために様々な教育施策を行っているところである。例えば文部科学省の英語特区の指定を受けて小中一貫英語教育の推進を行っているが、英語指導の専門的知識を有する人材を採用しようとする場合、市のニーズにあった教員の採用は困難である。また、新採用教職員は市外の県南部の出身者が多く、数年すると南部に帰任するケースが多いため、地元出身の教員を採用することができれば、地域に根ざした教育が実現でき、安定した学校運営が可能になるなどの利点もある。	—
H27	4	11_その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的・経済的負担が増加している。また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を“直接”行うことは、法により制限されている。本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的・経済的負担が大幅に改善される。現在、法務省との協議で、「受託事業者(民間事業者)が地方公共団体と協力して運営する手法として、受託事業者が創意工夫により、委託契約で求められている場所以外の場所で当該交付事務を行うという方法」を提案された。しかし、この方法では機器の設置及びその運用に係る経費を本市が負担する必要があり、証明書等交付事務は法務省所管の事務であることから国の負担とすべきであるため承諾することが出来ないと回答している。現状の法務局証明サービスセンターを本市に設置することに限らずそれ以外の交付方法(専用端末を設置せず交付する等)の検討も合わせて要望する。	—
H27	8	06_環境・衛生	施行時特例市	福井市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項 下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9告示1705号、一部改正平成25.5.16告示492号)	下水道長寿命化支援制度の交付対象の拡充	下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定めるのではなく、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。	【地域の実情】 本市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外である。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となってきている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。 【懸念の解消策】 本市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではない。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。 主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定められた基準では本市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省】 (12)連携中枢都市圏構想推進要綱 連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【総務省】連携中枢都市圏構想推進要綱の一部改正について(通知) (平成28年4月1日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/h27fu_tsuchi.html#h27334</p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	9	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土形成計画法では、全国計画のみならず、広域地方計画においても「全国計画を基本として」策定することとされ、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会を経てはいるものの、本省権限となり、東京の視点による策定となるなど、未だに国主導・中央集権型の推進体制となっている。東京一極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、国土形成計画法を改正し、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直していくべきである。関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。</p> <p>そのため、広域地方計画の策定に当たって、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はもとより、協議会の事務局についても関西広域連合に委ねるべきであり、さらに、策定権限についても、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>関西広域連合の再三に渡る要請にも関わらず広域地方計画協議会への参画は認められず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名により強く要請し、漸くオブザーバーとしての参加が認められたにとどまる。なお、関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画の後継指名をしている。</p> <p>関西広域連合では、広域地方計画の素案作成を念頭に、関西圏域の展望研究会を設置し、平成27年3月、中間報告書をまとめたが、協議会において意見を述べる機会はなく、研究会の成果を反映することは現時点でできていない。</p>	—
H27	16	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条、第82条	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	<p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>	—
H27	17	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第41条～第61条の3	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	<p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	19	07_産業振興	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	例) ・伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・第二創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金等	産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金といふかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自立的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金といふかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka_vosan.html
H27	20	02_農業・農地	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	例) ・農村漁村6次産業化対策事業補助金(医福食農連携推進環境整備事業) ・農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金(先端ロボットなどの革新的技術の開発・普及) ・農村集落活性化支援事業補助金 ・都市農村共生・対流総合対策交付金 等	農林水産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金といふかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていくためには、国は食料安全保障(検疫、農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振興策は、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できるようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金といふかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka_vosan.html
H27	26	11_その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西においては、府県域を越える唯一の広域連合(特別地方公共団体)である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展望研究会」を設置し、災害に強い国土形成の視点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。 訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの運航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/teianbosyu_kikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣官房】 (1)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方自治法(昭22法67)284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」(平26内閣審議官)を改正し、地方公共団体に周知する。</p>			<p>【内閣官房】「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」の一部改正について(平成27年12月24日付け内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h27/h27fu_tsuchi.html#h2726</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H27	30	10_運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省 観光庁	A 権限移譲	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第8条第3項	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)の広域連合への移譲等を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」としている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。 (制度改正の必要性等) 大きく増加傾向にある訪日外国人観光客について、その効果を全国各地に波及させることが急務となっている。観光圏の整備に際しても、今後は大きく圏域をまたがる広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みなどが必要と考えられるが、こうした地域間の調整を国が行っていくことは難しいと思われる。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備においても計画段階から情報を共有し、域内の観光圏や周辺地域との連携による観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。 また、個々の観光エリアではうまく伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、関西を一体的な観光エリアと見なし、広域観光周遊ルートも含め、複数の観光圏が連携して地域の総合力としてさらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に束ねて、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる関西広域連合のような広域行政組織が適任であり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。	—
H27	31	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 本提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取扱区分では、「実現に向けて実施の具体的手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実に支障を及ぼしていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。 (制度改正の必要性等) 現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り(移管)を先行しなければならないことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務とを一体的に処理することにし、二重行政の解消や事務集約化による効果が十分に得られないばかりか、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。 広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。	—
H27	33	10_運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案) 兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかしながら、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の実情やニーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 地域交通ネットワークの最適化を図るために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築することができるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求めるとともに、府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局